

奈良県高等学校体育連盟 被表彰候補者推薦基準

本基準は、表彰規程第7条により定めるもので、推薦にあたる者は次の方法で選考し推薦するものとする。但し、重複表彰はしない。

第1条 表彰は、下記の各号のいずれかに該当する個人・団体に対して行う。

「栄賞」

(1) 選手の場合（個人・団体）

- 1) 全国大会において、優勝した個人・団体〈会長賞〉
- 2) 全国大会において、2位・3位に入賞した個人・団体〈奨励賞〉
- 3) 近畿大会で優勝した個人・団体〈奨励賞〉
- 4) その他特に功績のあった個人・団体（審議の上決定）

(2) 教職員の場合

- 1) 全国大会において、下記の条件のもと功績のあった監督〈優秀監督賞〉
但し、平成8年以降より該当するものとする。
 - ① 個人優勝に導いた場合（但し、同一選手による連続優勝は初回のみとする）
 - ② 団体または総合優勝に導いた場合（但し、全国定通大会を除く）
 - ③ 10回出場を果たした場合（但し、全国定通大会を除く）
 - ④ 全国定通大会で5回入賞（第3位）を果たした場合

「感謝状」

- (1) 会長・副会長〈1年以上〉
- (2) 専門部長・副部長・専門委員長〈2年以上〉
- (3) 本部役員（会長・副会長を除く）〈1期2年以上〉

第2条 表彰の手続きは、以下の通りとする。

- (1) 「栄賞」の推薦書は、各競技専門部で作成し、競技専門部長より県高体連事務局へ提出すること。但し、競技専門部のない種目については、各加盟高等学校長より県高体連事務局に提出する。
- (2) 「感謝状」の推薦書は、その年度の終了後に県高体連でおこなう。

推薦書の様式は次の通りとする。

- (様式1) は、「 栄 賞 」選手用
- (様式2) は、「 栄 賞 」教職員用
- (様式3) は、「 感謝状 」用

附則 本基準は平成8年4月1日より施行する。

平成18年9月14日 改正

平成21年4月1日 一部改正（第1条(2)1)④）